記

1　申請者の登記の謄本及び定款
2　海外自主開発法人の認定を受けようとする外国法人の名称並びに当該外国法人の登記の謄本及び定款
3　当該外国法人が申請者から直接に又は他の法人を通じ出資又は長期の資金の貸付け（以下「出資等」という。）を受けている金額が当該外国法人の資本金の額又は出資金の額の百分の二十に相当する金額以上であり、かつ、申請者及び共同出資人（申請者と共同して出資等をする内国法人をいう。）から直接に又は他の法人を通じ出資等を受けている金額が当該外国法人の資本金の額又は出資金の額の百分の二十五に相当する金額以上であることを証する書類
4　長期の資金の貸付けにあっては、租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第39条の72第５項各号のいずれかに該当する事情の説明及びこれを証する契約書等の書類
5　３の出資等により当該外国法人が開発した国外にある鉱山の名称及びその所在地
6　５の鉱山から採取される鉱物の百分の三十以上に相当する数量以上の鉱物が内国法人により引き取られていることを証する書類。
7　申請者から当該外国法人に派遣している役員の氏名、当該外国法人における担当業務
8　申請者及び申請者が発行済株式等の総数又は総額の百分の九十五以上を有している他の会社から当該外国法人の５の鉱山に係るプロジェクトに従事している技術者（施行令第39条の88第８項に規定する技術者をいう。）の氏名、所属（申請者、当該他の会社、当該国外子会社の別）及び当該プロジェクトにおける担当業務

**様式第７**（第７条関係）

租税特別措置法第58条第３項の出資又は長期の資金の
貸付けであることの認定申請書

経済産業大臣　殿

| | |
|---|---|
| 申請年月日 | |
| ※認定年月日 | |
| ※認 定 番 号 | |

申請者名　　㊞
住　　所

租税特別措置法第58条第３項の出資又は長期の資金の貸付けであることにつき、租税特別措置法施行規則第21条の15第６項の規定による経済産業大臣の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請に係る出資又は長期の資金の貸付けの予定年月日、金額及び区別（設立・増資、貸付け等）
2　出資又は長期の資金の貸付けの相手方（以下「相手方」という。）の名称、所在地及びその営む事業の概要
3　相手方の資金の使途並びに資金の調達の実績及び計画
4　相手方の鉱区設定に係る契約の契約書の写し、その他これに準ずる書類であって当該出資又は長期の資金の貸付けに係る資金が新鉱床の探鉱に充てられることを説明するもの
5　長期の資金の貸付けにあつては、租税特別措置法施行令第32条の２第８項各号のいずれかに該当する事情の説明及びこれを証する契約書等の書類

**様式第８**（第７条関係）

租税特別措置法第68条の61第３項の出資又は長期の資金の
貸付けであることの認定申請書

経済産業大臣　殿

| | |
|---|---|
| 申請年月日 | |
| ※認定年月日 | |
| ※認 定 番 号 | |

申請者名　　㊞
住　　所

租税特別措置法第68条の61第３項の出資又は長期の資金の貸付けであることにつき、租税特別措置法施行規則第22条の59第６項の規定による経済産業大臣の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請に係る出資又は長期の資金の貸付けの予定年月日、金額及び区別（設立・増資、貸付け等）
2　出資又は長期の資金の貸付けの相手方（以下「相手方」という。）の名称、所在地及びその営む事業の概要
3　相手方の資金の使途並びに資金の調達の実績及び計画
4　相手方の鉱区設定に係る契約の契約書の写し、その他これに準ずる書類であって当該出資又は長期の資金の貸付けに係る資金が新鉱床の探鉱に充てられることを説明するもの
5　長期の資金の貸付けにあつては、租税特別措置法施行令第39条の72第５項各号のいずれかに該当する事情の説明及びこれを証する契約書等の書類

## ○経済産業省告示第八十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十四条第一項及び第三十四条第一項の規定に基づき独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第五項に規定する金属鉱物のうち安定的な供給を確保することが特に必要なものとして経済産業大臣が指定する鉱物を次のように定めたので同令第十四条第八項及び第三十四条第十九項の規定に基づき告示し、法人については平成二十五年四月一日から、個人については平成二十六年一月一日から、それぞれ適用する。

平成二十五年三月三十日　　経済産業大臣　茂木　敏充

一　ボーキサイト
二　ニオブ鉱
三　タンタル鉱
四　チタンチウム鉱
五　バナジウム鉱
六　ストロンチウム鉱
七　希土類鉱
八　白金族鉱
九　ガリウム鉱
十　ゲルマニウム鉱
十一　ジルコニウム鉱
十二　インジウム鉱
十三　レニウム鉱
十四　タングステン鉱
十五　マンガン鉱
十六　ベリリウム鉱